

全国隣保館連絡協議会設立 50 周年

## 第 5 7 回全国隣保館職員ブロック研修会

### 開 催 要 綱

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、従来型で実施してきたスタイル（集合研修）を見直し、コロナウイルス感染症専門家会議からの提言である「新しい生活様式」等を踏まえ、換気や消毒をはじめとする人と人との距離を確保する感染拡大予防策を講じ、参加者の健康と安全、安心の確保に努めた研修会運営に努めます。

2020（令和2）年度



全国隣保館連絡協議会

## 1. 趣 旨

- (1) 2016年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえて、隣保館は同和問題解決の拠点施設であることを再確認するとともに、福祉の向上や人権啓発の住民交流の開かれたコミュニティセンターとしての役割について、共通認識をさらに高める。
- (2) 実践報告では、「あしたの隣保館検討委員会報告書(2007.5)」の5つの視点や、2019年12月26日に地域共生社会推進検討会から出された「最終とりまとめ」に関わるさまざまな事例等について研究討議を深め、隣保館活動をこれからのまちづくりのモデルとして高めていく。
- (3) 取り組みにおけるこれまでの成果と、これからの課題を明らかにするなかで、隣保館として果たすべき役割や、長所を活かすための工夫や方策について、参加者相互による実践交流をさらに深める。
- (4) 「地域共生社会」の実現に向けたさまざまな取り組みが進められることを受けて、本研修会では、その内容について共通理解を深めるとともに、隣保館においても、「地域・人に寄り添う」その第一線機関としてさらに飛躍することをねらいとし、館長・職員並びに隣保事業に関心を持つ関係者の資質とスキル向上を図ることを目的とする。

## 2. 主 催

全国隣保館連絡協議会  
全隣協各ブロック協議会

## 3. 後 援

厚生労働省及び関係府県(依頼予定)

栃木県・茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・新潟県・福井県・神奈川県・長野県  
岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県  
和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県  
福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県

## 4. 参加対象

- ・関係府県、市町村職員(隣保館運営審議会委員等の隣保館関係者を含む)
- ・全隣協各ブロック、府県隣協事務局担当者等
- ・広域隣保活動事業を実施している府県、市町村関係職員
- ・隣保館と連携する関係者(児童館・教育集会所等の関係施設)
- ・隣保事業士及び隣保事業士認定講習を受講しようと考えている方
- ・生活困窮者自立支援制度を活用した取り組みを進める自治体職員、民間団体等職員

## 5. 開催方法

- (1) 東日本・近畿・中国・四国・九州の各ブロック単位で開催する。
- (2) 本開催要綱を踏まえ、日程、運営、その他細部については、各ブロック研修実行委員会に一任する。

## 6. 研究討議テーマ

(統一テーマ) **地域共生社会の実現を隣保館から**

## 7. 開催内容

東日本ブロック	参加対象	栃木県・茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・新潟県・福井県・ 神奈川県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
	開催日	2020（令和2）年12月1日～2021（令和3）年1月31日
	開催方法	WEB研修（事前録画した内容をYouTubeを通じて限定配信）
	主な内容 （案）	開会行事（主催・来賓挨拶）※YouTube 限定配信 行政説明（厚生労働省）※討議資料に掲載 記念講演・分科会 ※YouTube 限定配信
近畿ブロック	参加対象	滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・和歌山県
	開催日	2020（令和2）年11月10日（火）
	開催方法	オンライン研修（サテライト9会場をつないで同時開催）
	開催場所	①滋賀：シライシアター野洲（野洲市小篠原2142） ②京都：舞鶴市役所（舞鶴市字北吸1044） ③京都：精華町役場（精華町大字南稲八妻小字北尻70） ④京都：南丹市役所（南丹市園部町小桜町47） ⑤大阪：住吉住宅集会所（大阪市住吉区帝塚山東5-6-1） ⑥兵庫：若竹生活文化会館（西宮市西福町15-12） ⑦和歌山：和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通1-1） ⑧和歌山：西牟婁振興局（田辺市朝日ヶ丘23-1） ⑨和歌山：東牟婁振興局（新宮市緑ヶ丘2-4-8）
主な内容 （案）	開会行事（主催・来賓挨拶）※来賓挨拶は討議資料に掲載 行政説明（厚生労働省）※討議資料に掲載 講演・実践報告	
四国ブロック	参加対象	徳島県・愛媛県・高知県
	開催日	2020（令和2）年11月27日（金）※資料・DVD送付日
	開催方法	通常の集合研修ではなく、希望者が資料とDVDを購入し、各自学習 後にワークシートとアンケートを提出
	主な内容 （案）	主催挨拶 ※資料に掲載 行政説明（厚生労働省）※資料に掲載 記念講演 ※DVDに収録 事例報告・隣保館入門 ※資料に掲載 ワークシート・アンケート
中国ブロック  ※第2回隣保事業全 国交流研究大会と同 時開催	参加対象	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
	開催日	2020（令和2）年11月20日（金）
	開催方法	オンライン研修（Cisco Webex）
	開催場所	メイン会場 鳥取市人権交流プラザ サテライト会場 4会場（島根県・岡山県・広島県・山口県）
主な内容 （案）	開会行事（主催・来賓挨拶）※厚労省挨拶は討議資料に掲載 行政説明（厚生労働省）※討議資料に掲載 記念講演①・実践報告（5事例）・記念講演②・閉会行事	
九州ブロック	参加対象	福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県
	開催日	2020（令和2）年11月12日（木）～13日（金）
	開催方法	①研修への参加（資料代） ②研修を撮影したDVDを作成し、討議資料とセットで販売
	開催場所	『唐津シーサイドホテル』（佐賀県唐津市東唐津4-182） （電話）0955-75-3300（代表）
主な内容 （案）	【1日目】開会行事（主催・来賓挨拶） 行政説明（厚生労働省）※資料に掲載 記念講演 【2日目】実践報告・質疑応答・閉会行事	

## 8. 研究方法

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、従来型で実施してきたスタイル（集合研修）を見直し、コロナウイルス感染症専門家会議からの提言である「新しい生活様式」等を踏まえ、換気や消毒をはじめとする人と人との距離を確保する感染拡大予防策を講じ、参加

者の健康と安全、安心の確保に努めた研修会運営に努めます。詳細は、各ブロック協議会が作成・配布する「開催要綱」をご参照ください。（8月28日：第2回全隣協研修実行委員会で確認）

## 9. 表彰行事

本年は、隣保館運営費予算計上60周年にあたります。このため、隣保館運営事業功労者に対する厚生労働大臣表彰（5年ごとに実施）は、過去、全国館長研修会またはブロック研修会におきまして、厚生労働省から直接表彰状を贈呈いただいておりますが、今回は新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、従来とは異なる対応とさせていただきます、関係府県から伝達します。

同じく、例年実施している「全隣協永年勤続表彰」は、府県隣協を通じて表彰状を送付します。

## 10. 第14回全国隣保館だよりコンテスト一次審査

今年度実施予定の「第57回全国隣保館職員ブロック研修会（全国5会場）」で、参加者による一次審査を実施することにしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来型の研修会は行わないことを確認いたしました。そのため参加者の投票による一次審査を実施することができなくなり、また、現状ではその代替措置もとることができないとの判断に至りましたので、開催を2021（令和3）年度に延期することといたしました。

## 11. 第2回隣保事業全国交流研究大会の開催

第2回隣保事業全国交流研究大会は、「第57回中国ブロック研修会」と同時開催（オンライン研修）で行う。

## 12. 実行委員会の構成と運営

- (1) 全隣協研修実行委員会は、研修会の開催計画並びに予算・運営、その他全般的な責任を持つ。実行委員会の構成は、全隣協常任理事会の構成員をもってこれにあたります。
- (2) 各ブロック研修実行委員会は全隣協の開催要綱に従い、各ブロックの研修会要綱を作成し、研修会の運営・経理・事務、その他一切の責任を持つ。その構成については、各ブロックに一任する。（ブロック研修会要綱をあらかじめ全隣協実行委員会に提出する）
- (3) 各ブロック実行委員会は、円滑な運営と効率的な成果を期するため、受付、司会者、座長、発表者、助言者、記録者をもって構成し研修会の運営に関し協議を行う。

## 13. 経費

- (1) 研修会に要する経費は、全国関係府県・政令指定都市・中核市から全隣協への「第57回全国隣保館職員研修会負担金」をもってこれに充てる。
- (2) 全隣協はこれを特別会計とし、研修実行委員会が管理し、研修会予算の分配を行う。
- (3) 研修会経費の支出にあたっては、すべて全隣協所定の支出伝票を使用し、用途明細と領収書を添付すると共に研修会終了後、収支決算書と監査報告書を全隣協研修実行委員会に提出する。

## 14. 研修会のまとめ

研修会終了後、ブロック実行委員会は、必ず総括会議を開催し、実績、成果、反省点を明らかにするとともに、今後の研修会に備えて方向づけを協議する。

## 15. 研修会報告書の作成

- (1) 各ブロック実行委員会は、研修会記録（全体会・分科会）を報告書としてまとめ、3ヶ月以内に全隣協事務局に提出する。
- (2) 研修会決算報告書については、開催年度内に全隣協事務局へ提出すること。

## 16. その他

本研修会は、『「隣保事業士」資格認定講習』を受講する要件となる研修会に該当します。